

# 第1回 葵が丘小学校運営協議会

日時 令和6年4月25日（木）

14:30~16:30

会場 葵が丘小学校 多目的室

## 〈次第〉

開会 開催要件（委員の過半数の出席）確認 〈司会：教頭、記録：村上〉

1 会長挨拶

2 校長挨拶

3 新規委員任命書の交付（机上配付）

4 学校運営協議会規則の確認（教頭）

5 自己紹介（各自）

6 前回の会議録の確認（教頭）

7 議長の選出（会長）

8 熟議 〈議長： 〉

（1）学校運営の基本方針について（校長）→熟議により承認

（2）葵が丘小学校いじめ防止基本方針について（校長）

（3）夢育やらまいか事業に対する意見書及び

「夢育やらまいかCS加算分」予算案について（教頭）

9 報告 〈司会：教頭〉

・あおいっ子スマイルサポータービブスの紹介（校長）

・学校支援CDより

10 連絡 〈司会：教頭〉

（1）参観会や行事の参加について（教務）

（2）令和6年度自己評価表の作成について（教頭）

（3）さくら連絡網登録（閉会後 未登録者のみ）

（4）次回以降の予定について（教頭）

○第2回 令和6年 6月20日(木) 15:00~16:30

○第3回 令和6年11月21日(木) 15:00~16:30

○第4回 令和7年 2月18日(火) 15:00~16:30



閉会

## 第1回 学校運営協議会出席者名簿

### 学校運営協議会委員

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 会長                 | 小栗 則利  |
| 副会長                | 桐村 哲雄  |
| 委員<br>学校支援コーディネーター | 見野 泰弘  |
| 委員                 | 若松 由希野 |
| 委員                 | 田村 都弥  |
| 委員                 | 伊藤 謙吾  |

### オブザーバー

|          |       |
|----------|-------|
| 北部協働センター | 嶋田 哲也 |
|----------|-------|

### 学校支援コーディネーター

|  |       |
|--|-------|
|  | 西原 真知 |
|--|-------|

### 学校

|            |       |
|------------|-------|
| 校長         | 島田 一孝 |
| 教頭         | 佐藤 明世 |
| C S 担当教職員  | 芹澤 純子 |
| C S ディレクター | 村上 朝香 |

### 浜松市教育委員会

|       |       |
|-------|-------|
| 教育総務課 | 鈴木 陽子 |
|-------|-------|

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8月 29日

浜松市教育委員会規則第2号

改正 令和5年 8月 31日 浜松市教委規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第16号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
  - (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
  - (3) 児童生徒の健全育成に関すること。
- 
- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。  
(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならぬ。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適當と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。
  - (1) 地域住民
  - (2) 保護者

- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者
- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（令5教委規則10・一部改正）

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

- (1) 委員から辞任の申出があったとき。
  - (2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
  - (3) 次条の規定に違反したとき。
- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるとときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
  - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聞くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができます。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況について的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 令和6年度 学校経営構想

浜松市立葵が丘小学校

## 1 学校経営の基本方針

### (1) 第3次浜松市教育総合計画

第3次浜松市教育総合計画「はままつ人づくり未来プラン」（後期計画）の最終年度である。その教育理念『未来創造への人づくり』を受けた「自分らしさを大切にする子供」「夢と希望を持ち続ける子供」「これからの中学校を生き抜くための資質や能力を育む子供」の視点、『市民協働による人づくり』を受けた「キャリア教育を核とした人づくりの推進」の視点を踏まえて学校経営を推進する。

### (2) 中学校区で目指す子供の姿

中学校区で目指す子供の姿を共通理解し、学校教育目標「未来にかがやく！あおいっ子」の具現化を図るため、本校で目指す子供の姿を掲げ「あおいっ子宣言」を念頭に置いて、子供が『自分らしい生き方』を実現していくことを目指した学校運営を推進する。

#### 【中学校区で目指す子供の姿】

- 正しい判断ができる人
- 地域を愛する人
- 自分や周りの人を大切にする人

### (3) 学校経営の重点

#### 主体性の育成～感じ・考え・行動する子～

##### 【「学校経営の重点」の設定理由】

本校の子供は、明るく、元気で、与えられた役割を責任もって行うことができる。特に高学年が下級生を思いやり、しっかり面倒を見たり、リーダーシップを発揮して行事を盛り上げたりする姿は、葵が丘小の大きな強みである。委員会活動においても、よりよい姿を思い描き、進んで活動する姿が見られている。そして、高学年を慕い、それらの活動に協力しようとする下級生の存在も大きい。

しかし、それが主体的なものであったかと問われると疑問である。指示待ちであったり、易きに流されたりする姿も見受けられる。将来、子供たちは、社会の変化の激しい予測不能の時代を生きることになる。子供たちは、常に新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応していくかなくてはならないのである。

だからこそ、今、子供たちに最も付けさせたい力が『主体性』である。まずやってみる、試してみる、関わってみる。一步を踏み出せる子供を育

てたい。そして、感じ、考え、行動できる子供を育てたい。子供一人一人がよりよい自分、よりよい生活を思い描き、それに向かって自らの意思で行動を起こし、自分の理想に近づいていってほしい。そして、みんなでよりよい姿を追い求める雰囲気を学校全体に築いてほしいと願うのである。

このような子供の実態と将来的な展望の観点から、『主体性の育成～感じ・考え・行動する子～』を令和6年度の「学校経営の重点」とする。

## 2 学校教育目標

### 未来にかがやく！あおいっ子

#### 【あおいっ子宣言】

☆だれとでも明るく心のこもったあいさつをします。

☆人への思いやり・助け合い・ゆずり合いの気持ちを大切にします。

☆強い心をもち、どんなことにも全力で取り組みます。

※「あおいっ子宣言」とは、葵が丘小学校の誇りを胸に、子供たち自身が「こうありたい」と夢見る姿を「子供の言葉」で表した「あおいっ子の精神」につながる宣言文。

※「あおい」に込められた子供の姿

あいさつは 心を込めて おもいやり あふれる いつしょうけんめい やりぬく

## 3 目指す子供の姿

学校、教室、地域、家庭等、様々な場で子供は自分の役割を見出し、それにコミットすることを通して、子供たちは「夢と希望」「資質・能力」「自分らしさ」を育んでいく。

#### 【これからの社会を生き抜くための「資質・能力】

##### ＜新たなコトを共に生み出す力＞

一人一人の自由な発想を尊重し、仲間と協働して、失敗を恐れず、新たなモノ・コトを生み出す力

##### ＜自己と関わる力＞

自己と向き合う中で役割を自覚し、自分や周囲のためにになることに粘り強く挑戦する力

##### ＜他者と関わる力＞

相手の立場や様子などから状況判断をして関わり、相手を受け入れた上で自分を表現する力

## 4 目指す教職員の姿

教師は、一人一人の子供が役割を実感できるように支援する。「ていねい・あつたか・あんしん」を合言葉に、常に子供に愛情を注ぎ、子供を最大限に成長させるために情熱をもって指導する。そして、そのために自己改革を怠らない。

### 子供があこがれる先生

#### ○人間味あふれる教職員（人間力）

- ・夢や希望を語り、子供の声に耳を傾け後押しできる情熱あふれる教職員
- ・よさを認める言葉や過ちを諭す言葉を大切にして、子供をやる気・その気にさせる教職員

#### ○子供理解に努める教職員（生徒指導力）

- ・どの子供にも温かなまなざしや声掛け、愛情をもって指導、支援等を行い、信頼される教職員
- ・子供のよりよい成長のため、連携して対応する組織力を発揮できる教職員

#### ○自己改革に励む教職員（授業力）

- ・「分かる授業・楽しい授業」を実現するために努力を惜しまない教職員
- ・学習習慣と学習規律の大切さを伝えながら、子供と共に学ぶ姿勢をもつ教職員

## 5 目指す地域の姿

地域と学校は、目標やビジョンを共有し、子供たちの成長のために、協働しながら一人一人の子供が役割をもって活躍できるよう連携していく。

#### ○地域に開かれた学びの推進と「学ぼうふるさと」学習の充実

- ・コミュニティ・スクールを推進し、地域に出て体験活動をしたり、地域の人材から学んだりして、地域の教育力を生かした教育活動を推進する。

#### ○地域とPTAとの連携及び学校への支援体制の整備

- ・学校支援コーディネーターを中心に、子供の教育活動がより充実するような支援体制（あおいっ子スマイルセンター）を整える。
- ・地域や保護者による学習及び学校行事等のセンターを募り、子供の教育活動の充実を図る。

## 6 学校経営の具現化

### (1) 教職員の心得

#### ていねい あつたか あんしん

### (2) 学校経営の3つの視点

#### ◎ 確かな学力を育む ◎ 夢や希望を育む ◎ 健康・安全を育む

### (3) 方策

#### ◎「確かな学力を育む」ために：確かな学力育成プラン

##### ○考える楽しさ、分かるうれしさを味わわせる授業づくり

- ・各教科等で育む資質・能力を明確にし、指導と評価の一体化を図りながらその育成を図る。
- ・「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」を意識し、子供たちの学ぶ意欲を引き出す単元構想、課題解決的な授業構想等を立案し、効果的にICTの活用を図りながら学習過程の改善を図る。

##### ○地域に開かれた学びの推進と、「学ぼうふるさと」学習の充実

- ・地域に出て体験活動をしたり、地域の人材から学んだりして、地域の教育力を生かした教育活動を推進する。

##### ○家庭学習の充実

- ・家庭学習について、より一層の啓発を図り、子供たちが自ら「学びたい」と感じる学習を主体的に行なうことができるよう指導する。

#### ◎「夢や希望を育む」ために：心の育成プラン

##### ○いじめ未然防止の理解と実践

- ・葵グループでの活動（葵遊びや葵清掃など）や学年間での交流を通して、他者との関わり方を身に付けたり、思いやりや助け合いの心を育んだりし、子供自身で課題を解決する力（ピア・サポート）を育てる。

##### ○特別活動の充実

- ・学級での活動及び学校行事等の特別活動により、自分の役割に責任をもつて取り組んだり、目標に向けて主体的に参加したりする子供を育む。
- ・発達段階に応じて、学校やみんなのために何ができるか考え、その実現に向けて行動する子供を育てる。
- ・委員会主催のイベントや集会の立案や参加等、主体的な取り組みを推奨していく。

#### ◎「健康・安全を育む」ために：健康・安全育成プラン

##### ○授業や体育的活動の充実

- ・体育科の授業では、チームや個人の課題を明確にさせ、課題解決に向けて対話する場面を設け、主体的に活動に取り組めるようにする。
- ・持久走・体力テスト・部活動では、体力の実態を踏まえ、個々に目標を定め、その達成を目指す活動を行う。

##### ○体を動かすことの習慣化を図る取組

- ・運動週間を設定し、仲間と協働することを通して、運動する楽しさや達成感を味わわせることで「できた」を実感させる。
- ・委員会による様々な遊びの提案を行うことで、外遊びを奨励し、日常生活における体力づくりの意識化を図る。

# 学校運営協議会 年間計画

令和6年4月1日～令和7年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

| 回 | 日時<br>会場                                     | 主な内容 熟議のテーマ 等   | 備考                                       |
|---|--|---|--|
| 1 | 令和6年<br>4月25日<br>木曜日<br>14:30～16:30<br>多目的室  | 熟議テーマ<br>(1)学校運営の基本方針について<br>説明 ⇒ 熟議 ⇒ 承認<br>(2)いじめ防止基本方針について   |  |
| 2 | 令和6年<br>6月20日<br>木曜日<br>15:00～16:30<br>多目的室  | 熟議テーマ(案)<br><input checked="" type="checkbox"/> 特色ある学校づくり<br><input type="checkbox"/> キャリア教育の実践について<br><input type="checkbox"/> 学校評価アンケートの項目の検討<br><input type="checkbox"/> 学校の抱える課題と改善策<br><input checked="" type="checkbox"/> 支援策の具体化 |  |
| 3 | 令和6年<br>11月21日<br>木曜日<br>15:00～16:30<br>多目的室 | 熟議テーマ(案)<br><input type="checkbox"/> 特色ある学校づくり<br><input type="checkbox"/> キャリア教育の実践について<br><input type="checkbox"/> 学校評価アンケートの項目の検討<br><input checked="" type="checkbox"/> 学校の抱える課題と改善策<br><input checked="" type="checkbox"/> 支援策の具体化 | 学校運営協議会の自己評価表<br>委員の意見収集⇒学校への提出<br>締め切り日 |
| 4 | 令和7年<br>2月18日<br>火曜日<br>15:00～16:30<br>多目的室  | 熟議テーマ(案)<br>(1)学校関係者評価<br>学校の自己評価説明⇒改善策について熟議⇒次年度へ<br>(2)次年度学校運営の基本方針について<br>説明 OR 承認<br>(3)学校運営協議会の自己評価  |  |

